グループ人権方針

1. 基本的な考え方

当社グループは、事業の根幹に人がいることを深く認識し、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重します。
当社グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、人権尊重を経営上の重要事項として位置付け、継続的な取り組みを行います。

2. 適用範囲

本方針は、当社およびペンストン、石﨑本店を含む石﨑グループ事業会社の国内外拠点の全役員・従業員に適用します。
また、サプライヤー、業務委託先を含むビジネスパートナーの皆様にも、本方針への理解と支持を要望します。

3. 尊重する国際規範・法令

当社グループは、以下の国際的に認められた人権規範を支持・尊重します。

- 世界人権宣言
- ILO「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」
- 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

事業を行う各国・地域の法令を遵守するとともに、法令と国際基準が異なる場には、国際的に認められた人権原則を尊重する方法を追求します。

4. 重要な人権課題

事業の特性を踏まえ、当社グループは以下の課題を重要な人権項目として認識します。

- 差別・ハラスメントの禁止
- 児童労働・強制労働・人身取引の禁止
- 外国人労働者・技能実習生を含むすべての労働者の尊重
- 安全で健康的な労働環境の確保
- 適正な労働時間および賃金の管理
- 心理的安全性と相互尊重に基づく職場環境の醸成
- 自由に結社する権利

5. 人権デュー・ディリジェンス

当社グループは、人権への負の影響を特定、防止および軽減するため、人権デュー・ディリジェンスの仕組み構築と運用に段階的に取り組みます。

6. 是正・救済

当社グループは、人権侵害の早期発見・是正を図るため、相談・通報窓口の整備と適切な運用に取り組みます。

また、人権侵害、ハラスメント、不正行為等に関する相談・通報を行った者および調査に協力した者に対する不利益な取扱い、報復行為、調査妨害を認めません。

これらの行為が確認された場合は、人権尊重およびコンプライアンスに反する重大な問題として適切に対応します。

7. 教育・定着

本方針が事業活動および日常業務に定着するよう、役員・従業員への教育・啓発活動を継続的に実施します。

8. 情報開示と継続的改善

当社グループは、人権尊重の取り組み状況について、当社ウェブサイト等を通じて適切に開示するとともに、社会環境の変化を踏まえ継続的な見直しと改善を行います。

2026 年 10 月 1 日

株式会社石﨑ホールディングス